

平成30年12月26日（水）

第46回 指定都市市長会議

午後 2 時10分開会

○事務局長 それでは、皆様おそろいとなりましたので、ただいまから第46回指定都市市長会議を開催させていただきます。

私は、指定都市市長会事務局長の高倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、市長の皆様におかれましては、御多忙のところ会議に御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素より、指定都市市長会の諸活動につきまして御尽力いただき、心からお礼を申し上げます。

本日の資料につきましては机上に配付しておりますが、右側には本日御議論いただく資料を、左側には午前中に御議論いただいた部会の報告事項を置いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、指定都市市長会の会長であります横浜市の林市長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横浜市長 皆様、こんにちは。座ったままで失礼いたします。

本日は、年末で公務御多忙の中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、中原新潟市長には、御就任後初めて市長会議に御出席いただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

今年度の指定都市市長会議は本日が最終となります。この1年、皆様には各省庁の幅広い政策分野について、部会や市長会議で活発な議論や取組を進めていただきました。また、国や政党の要請に基づく各種会議においては、指定都市の考えや知見を国の施策に反映させるなど大変な御尽力をいただきました。また、国に対して多くの要請や提言を行い、指定都市や大都市特有の課題、必要な制度改正や財政措置について粘り強く訴えてまいりました。皆様の御尽力によって、指定都市市長会の存在感を高めてくださっていることを実感しております。改めて感謝を申し上げます。

また、今年は全国的に大規模災害が多発した年でもありました。大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などで、指定都市の中でも甚大な被害がありました。自然災害が相次ぐ中、指定都市が一丸となり、より迅速な復旧・復興支援を進め、また更なる災害対策を国に提案していく必要があります。

本日は、救助の実務を行う基礎自治体として、さらに総合力を持つ大都市である指定都市として、札幌市の秋元市長から、「災害対策に関する提言」を御提案いただくことにな

っております。昨日25日、災害救助法施行令が閣議決定され、年内に施行通知とともに、公布される予定です。来年4月の法律の施行も見据え、地域の実情に応じたより迅速かつ柔軟な被災者支援ができるように、皆様としっかり議論させていただきます。

国政では、先日21日に、「平成31年度政府予算案」、「平成31年度税制改正大綱」が閣議決定されました。予算案には、教育の無償化や国土強靱化に向けたインフラ対策の強化など、私たちが要請してきた内容も含まれております。税制改正では、車体課税の大幅な見直しが行われる中で、指定都市が求めたとおり、地方税の減収分が全額国費で補填されることになりました。また前回7月の市長会議で議論し、国へ提言した「外国人材の活用」に関しては、今月8日に改正出入国管理法が成立し、国として受け入れ拡大を進めていくことになりました。また、昨日25日、「特定技能の在留資格にかかわる制度の運用に関する基本方針」などが閣議決定されました。多くの外国人の方が暮らす指定都市として、共生社会の実現に向けて、引き続き積極的に現場の声を届けてまいります。

来年はラグビーワールドカップ2019が開催され、その後も、東京2020オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西などが日本で連続して開催される“始まりの年”です。これを契機とする経済やインフラ需要、ICT環境、多文化共生など急速に進展する社会の動きを、指定都市として確実にリードしていく必要があります。今後とも一丸となって取り組んでまいりましょう。

本日は限られた時間ではありますが、自由闊達な御議論をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

続きまして、新たに市長に御就任されました新潟市の中原市長に御挨拶をいただきたいと思います。中原市長、よろしくお願いをいたします。

○新潟市長 先ほど昼食会でも御挨拶をさせていただきましたが、去る11月18日に新潟市長に就任いたしました中原八一でございます。

今日は、初めての指定都市市長会議に参加させていただきまして大変ありがとうございました。会長の林横浜市長をはじめ、各市町村の市長の皆様から御指導、また御協力をいただきながら、この会を盛り上げていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○事務局長 ありがとうございました。

なお、先日御連絡をいたしましたとおり、所要の規定の改正を行い、中原市長には厚生・労働部に所属していただくことになりましたので御報告を申し上げます。

ここで報道機関の皆様をお願いいたします。これ以降につきましては、記者席からの取材ということでよろしくお願いいたします。

本日は、静岡市、北九州市、福岡市につきましては、副市長の皆様代理出席をいただいておりますので御報告申し上げます。また、加山相模原市長におかれましては15時ごろ、梅本北九州市副市長におかれましては15時30分ごろ、公務のため御退席される予定でございます。

それでは会議に入りたいと思います。指定都市市長会規約第9条第5項によりまして、会長が議長になることになっておりますので、林会長よりお願いいたします。

○横浜市長 それでは、規約に従いまして、会議の議長を務めさせていただきます。本日の会議の終了時刻ですが、16時を予定しております。各市長におかれましては、円滑な議事進行に御協力をいただきたいと思います。

それでは議題に入ります。

はじめに、「大都市における災害対策に関する指定都市市長会提言（案）」についてです。札幌市からの御提案です。提案者である秋元札幌市長より御説明をお願いしたいと思います。

○札幌市長 初めに、平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震による災害におきましては、指定都市市長会として、また各都市の皆様方から、職員の派遣をはじめ、お見舞い等さまざまな御支援を頂戴いたしましたことを、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

それでは提言の内容に入ります前に、札幌市内の被害の概況について御報告をまずさせていただきますと思います。お手元の資料1参考①をご覧くださいと思っております。

右下に札幌市内の被害状況を記載してございます。最大震度6弱を記録いたしまして、お亡くなりになられた方がお一方、そして300名近い方々がけがをされたという状況でござ

ざいます。市内では300カ所の避難所の開設をいたしまして、最大で1万人を超える方々が避難所にお越しになったところでございます。市内では数ヘクタールの範囲にわたって、道路の沈下あるいは激しい損傷ということ、公園とかさまざまな公共インフラへの影響もございました。左下に写真がございしますが、清田区里塚地区というところでは宅地の2メートルほどの沈下がございまして、水道管破損による広範囲での断水なども発生したところでございます。

こういった地震の直接的な影響に加えまして、過去に例のない北海道全域での停電、ブラックアウトという状況がございまして、地震による直接の被害がなかったエリアにおきましても、市民生活に大きな影響を受けたところでございます。この停電によって札幌市内でも、地下鉄や路面電車の運休をはじめといたしまして、交通機関のまひ、そしてマンション等での断水が長時間続くというような被害もございました。停電は発災から3日目には市内においてはほぼ解消したところでございましたけれども、主要な発電所がフル稼働するまでの間、節電の取組ということもございました。

経済、観光面におきましても、右下に産業の影響と記載させていただいておりますが、停電による売上げの影響額が札幌市内だけで575億円ほどの推計、加えて宿泊施設におきまして、36万人泊のキャンセルが発生いたしまして、消費影響額は188億円と推計しているところでございます。その後、回復基調にございますけれども、今なお札幌経済への影響が続いている状況が懸念されてございます。札幌市におきましても、被災された方々の一日も早い生活の再建、建て直しに向けまして、国や北海道などと連携しながら最大限の取組をしているところでございまして、今後とも皆様方のお力添え、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提言の内容について御説明させていただきたいと思っております。

資料1をご覧ください。今回は大規模停電があったということがございまして、1つは、災害時における電力の安定的な供給体制の確保についての提言が1つと、裏面に被災者への支援ということで、2項目、大きく掲げてございます。

災害時の電力の安定的な供給体制の確保といたしまして、1項目めにつきましては、大規模停電の再発防止策の早期策定、災害時の電力供給に係る情報共有を求めるものでございます。

2項目め、3項目めにつきましては、分散型電源に寄与する再生可能エネルギーや、コージェネレーションシステム、水素エネルギー導入、活用に係る支援を求めるものでござ

います。

4 項目めでありまされども、指定避難所など各施設、民間企業等への非常用発電設備設置への支援を求めるものでございます。

裏面に参りまして、被災者の支援ということでございまされども、被災者生活再建制度の見直しについてでございます。支援金につきましては、解体を伴わない場合も支援対象となるよう対象者の拡大を求めるもの、また、同じ災害で被災した場合におきまして、地域間での支援対象の不均衡が生じないように求めるものでございます。

2 項目めでございますけれども、被災者の住宅確保への支援ということでありまして、災害復興住宅融資について、既往の激甚災害におけるものと同等の扱いにすること。さらには、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる際、宅地建物取引士による地方自治体への対面での重要事項説明を省略できるようにすることなどを盛り込んでございます。

3 項目めではありますが、罹災証明の交付に係る被害認定基準運用指針についてであります、より被害の実態に応じることができるよう改定を求めるものでございます。最後に4 項目めといたしまして、被害状況や各自治体の実情などを考慮しながら、避難環境の整備について有効な支援策の検討を求めるものでございます。

提案内容につきましては以上でございます。本日御承認いただければ、この内容で国の方へ提言活動を行わせていただきたいと考えております。

私からは以上であります。

○横浜市長 秋元市長、ありがとうございました。市長におかれましては、ただいま御報告いただきましたが、「平成30年北海道胆振東部地震」の被災地として、実態に即した提言をまとめていただきました。本当にありがとうございます。

また、今年は大阪市も大規模な震災に見舞われております。その経験を踏まえ、大阪市では独自に「大阪府北部地震等を教訓とした防災力強化」について検討され、その対応指針をとりまとめたられたということです。ただいま、秋元市長に御説明いただいた提言にも関連いたしますので、本日は、吉村大阪市長より、対応方針の中で特に重要なものにつきまして、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大阪市長 大阪府北部地震が起きまして、震度6弱という、大阪市内で過去の歴史上一番大きな地震が発生いたしました。そのときに僕は災害対策本部を立ち上げて対応に当たっ

たわけですけれども、南海トラフ地震、あるいはそれ以外にも、大阪市には上町台地という大きな断層帯があるんですけれども、大きな地震が来たときに、今のこの体制では対応できないだろうなと思いました。

では、どうすればいいのか、ということでこの間取り組んできましたので、本日は大都市の皆さんがいらっしゃいますから、事例紹介という形で情報共有できればいいかなということで御紹介をさせていただきたいと思います。

それから、大阪府北部地震と9月の台風21号では、大阪市内でも多くの被害が発生し、指定都市の皆さんからお見舞金をいただいたこと、感謝を申し上げます。

まず、3ページ目、これは各部局で課題をまとめた資料になります。これについては時間がないので、詳細は省略させていただきます。気になる点がありましたら、各担当部局の皆さんから大阪市に御連絡いただければ、都度回答させていただきたいと思います。

私自身が、本日、市長の皆さんにお伝えしたいことは3点です。

1点目、大都市で地震が起きたときは、出勤時間、あるいは帰宅時間、さまざまな状況があると思いますが、役所も含めた市全体がなかなか災害モードに切り替わらないということです。常に平常時と同じように行動しようとする。例えば電車が止まっているにも関わらず出勤しようとする、電車が止まっているにも関わらず退社しようとする、企業としてはBCPを発動する勇気がわからない。何とかここは何事もなかったということで済ませられないかというような状況になってしまう。つまり平常時モードから災害時モードに切り替えるボタンを誰かが押さなければ、この混乱、あるいは被害は大きく増えていくんじゃないかというのが問題意識の1つ目です。

アメリカでは、エマージェンシーモードと言いまして、非常事態宣言を知事や大都市の市長が発令することがありますけれども、日本はそういう制度がありません。日本においても、大都市では必要なんじゃないのかなと思います。

2点目の問題意識が情報共有についてです。大阪市は24の行政区がありまして、24人の区長がいます。それから、所属長を合わせればトップだけで50人以上いるという大組織です。学校を見ても小学校、中学校で430校ある。こういった中で内部のいわゆる意思共有、情報伝達、情報共有というのがなかなかうまくいかない。特に地震が起きたときというのはそもそも電話もつながらないという状況もある。そんな中でどうやって意思共有をすべきか、というところが問題意識の2つ目です。例えば今この瞬間、大地震が起きたと

き、皆さんはどうやって自分の組織のいわゆる所属長などと意思疎通をしますかという、まさにそういう問題意識でもあります。

3点目、避難情報の明確化です。いわゆる避難情報については、避難準備、避難勧告、避難指示とありますが、非常に分かりにくいです。受け手の側から見て伝わる情報になってない。伝える情報から伝わる情報に変えていかないと意味がないのではないかという問題意識です。つまり準備をすること、そしてもう1つは避難すること、この2つに絞るべきじゃないかというのが問題意識です。

ただ、この3点目につきましては、国も問題意識を持っているということで今議論されているようですから、3点目については割愛させていただきます。

ですので、災害モード宣言、そして情報共有のあり方、この2点について今日は報告させていただきますと思います。

まず、災害モード宣言についてですが、背景としまして、大阪府北部地震は通勤時間のラッシュの時間帯に発生しました。そのときに電車が止まりましたが、出社抑制などもなく非常に混乱を極めたという状況で、BCPの発動も全て各企業に委ねられる、それぞれの団体で各自自由にとという状況になっていました。こういったときに、市としてもBCPを発動して区役所業務を一部停止させる必要がありますし、これから市全体が事業者、市民、市役所全体が災害モードに切り替える。そのために誰が音頭をとるべきなのかというところです。これについては、大阪市が率先してやっていこうということです。

定義と効果についてです。まず定義についてですが、7ページ目になります。災害対策基本法に定める災害で、市域に重大な危機事態が生じている、あるいは迫っているということです。大型台風が確実に上陸する、あるいは大地震が発生して津波が2時間後にやってくるとか、非常に重大な危機事態が発生しているときに、行政、市民、事業者でその危機事態を共有して、そして平常時のモードから災害時のモードに対応を切り替えて適切な行動をとる。その切り替えのボタンを誰が押すかという問題ではありますが、これについては、市長がやるべきだろうという判断であります。

これは災害時、どのタイミングでどう判断するのかという難しい問題もありますけれども、誰かが判断をしなければなかなか災害時モードに切り替わらない、それによって被害が大きくなる場合があるんじゃないかということです。

宣言につきましては、災害時の対応への協力を呼びかけるものですから、法的拘束力を有するものではありません。ただ、大きな動機付けになると認識しています。下段に効果

が書いてありますが、市民に対しては適切な行動を起こす、促す。事業者に対してはBCPの発動を呼びかける、出勤や帰宅の抑制です。それから、行政については、BCPを発動することで災害時へ一斉に切り替える。そういったことを市民や事業者にも広く周知するという効果をしています。

次の8ページですけれども、基本的な考え方です。タイミングについては、地震、津波については発生直後です。台風については、その台風被害、水害等があらかじめ予想されるとき、その他の自然災害等で市域が重大な危機事態になったというときには、この災害モードを宣言します。発信の手段ですけれども、記者会見、ホームページ、YouTube、SNS、それから24区の区役所、大阪市役所本庁に垂れ幕を掲げて災害モードに切り替えましたという発信をいたします。

次、9ページが発信のイメージですけれども、これはホームページ上にまず緊急情報として、災害モード宣言について発信をいたします。もちろん記者クラブがありますので、記者に対しても記者会見を行います。

それから10ページですけれども、これはSNS、Twitter、Facebook、それからLINE@、あらゆる媒体を用いて、SNSを使って災害モードへの切り替えを発信いたします。

この議論の過程において、これを発信すること自体、非常に責任が重たいことであります。ただ、企業側、市民側から見れば、そういったものを行政が発信してくれるというのは非常に心強いという意見もあって、責任は重くなりますけれども、これは今後大きな自然災害の発生を予測したとき、僕は必要なんじゃないかということで、大阪市において導入いたしました。

2点目についてですが、情報共有についてです。情報共有については、これはLINE WORKSを利用します。なぜLINEを利用するかということですが、ここに事務方の皆さんもたくさんいらっしゃる。全部で200人ぐらいいらっしゃるのかな。この中で、LINEを使ったことがないという人、ちょっと挙手してもらっていいですか。LINEは今まで使ったことないという人。(挙手、ほとんどなし)

LINEを使ったことがある、あるいはLINEを使っている人、手を挙げてもらえますか。(挙手、多数)

これがLINEを使う理由です。

つまり災害時において、普段使っていない媒体を使うというのは無理。普段から使い慣

れているものを使うということが重要だと認識をしています。

ですので、先ほど私は問い合わせをしましたが、今、大地震が大阪市で起きたとき、私はこの携帯電話で、50人以上の所属長と危機管理部門に一挙に連絡を取ることができます。そして、既読の確認についても、LINE WORKSでは誰が既読したかというのが分かる仕組みになっている。だから、誰にどういう情報が伝わったかというのを一瞬で把握することができる、そういった仕組みを導入したということです。このように、LINE WORKSの場合は、LINEと違って誰が既読したかも分かるし、セキュリティがよりしっかりしているという特徴があります。

それからもう1つは、区役所と避難所の関係で、12ページ目ですけれども、24区役所があつて、それぞれ避難所も多くありますから、その情報共有を瞬時にすることができるように、電話がつながらない状況でも瞬時にできるようにということで、こういったコミュニケーションのためにLINE@のグループをつくる。それから、大阪市のLINEアカウントをつくりまして、市民の皆さんも、事前に登録いただいた方に発信する。

そして、13ページの左上ですけれども、僕は非常に重要だと思っていますが、いわゆる組織内の情報共有、意思伝達というのを一挙にする。これは教育委員会と、430校の校長についても同じです。ちなみに大阪市の場合、災害対策本部が立ち上がって休校の判断をしましたが、430校全部に情報がつながるのに2時間かかりました。こういったことをやっていたではなかなか対応できないだろう。でも、これをやれば10秒でつながります。

次に、右側にあるSNS情報の活用ですが、これはTwitterなどで市民の皆さんが出す、いわゆるビッグデータ。そこから有効な情報を分析して、そして適切な災害救助活動につなげていこうと。これはNICTという国立の機関とも連携して今進めているところであります。

私からは以上ですけれども、やはり一番強調したいのは、災害モードのボタンというのを誰かが押さなければいけないんじゃないのというのが1つと、もう1つは、特に組織内、大都市ですから組織内の意思共有というのは混乱時には非常に難しいし、電話もつながらない。トランシーバーだって使い方を本当に皆さん覚えていますかというような状況で、きちっと瞬時に意思疎通できる仕組みというのは、やはり市長として作っておくべきではないかと思います。

私からは以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。体験に即したお話をしていただきました。

それでは皆様、札幌市長の御提言に対して何か御質問、御意見等はございますか。

ないようでしたら、原案どおり決定させていただきますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、ただいま決定した提言ですが、国への提言活動については、提案者である秋元札幌市長に御一任したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただきます。「土木施設の長寿命化対策に係る指定都市市長会要請（案）」についてです。

公共インフラ長寿命化推進担当の加山相模原市長に御説明をお願いしたいと思います。

○相模原市長 それでは、資料２、土木施設の長寿命化対策に係る指定都市市長会要請（案）をご覧くださいと思います。詳細な説明につきましては２枚目以降に記載しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

初めに、要請の背景でございますが、公共インフラの長寿命化対策は、多くの地方公共団体の共通の課題であるということについては御承知のとおりだと思いますが、最近では老朽化によります施設の破損が発生しており、喫緊の課題であると考えております。公共インフラはと言えば、道路、学校、市営住宅、市庁舎、多岐にわたりますが、中でも道路、下水道などの土木施設につきましては、市民生活や経済活動を支える重要な基盤となっております。

地方公共団体が管理する土木施設の多くは、高度成長期以降に集中的に整備がされておりました。今後、一斉に老朽化していくことが見込まれています。市民の皆様が安全で安心して暮らしていくためには、これらの長寿命化対策、これを確実に行わなければならないと認識しているところでございまして、現在、国の基本計画や、さまざまな支援策によりまして、施設の適切な維持管理に努めているところでございますが、今後、継続的に多大なる財源確保が必要となる上、点検、そして修繕等にかかわります専門人材の不足、点検工事手法のさらなる効率化、省人化が課題となってきます。

こうした状況を踏まえまして、これまで指定都市市長会が要請してきました継続的かつ確実な財源の確保に加えまして、中長期的な視点で文案を作成させていただいたところで

ございます。

なお、財源確保を主眼に置いた要請につきましては、今後別途、時宜を捉えて行っていくと考えております。

それでは、内容についてでございますが、要請文案の下段をご覧いただきたいと思えます。

1点目は、メンテナンスサイクルの推進にかかわります人材の育成・確保についてでございます。近年、市町村における土木部門の職員数や建設業の従業者数は減少傾向にございまして、施設の点検、診断、措置、記録といったメンテナンスサイクルの推進に係ります人材の育成・確保が喫緊の課題となっているところでございます。これまで国におきましては、土木施設の点検に係ります研修や資格制度が充実されてきましたが、特に修繕に係る研修につきましてはまだ十分ではないことから、今後、各種研修のさらなる強化や資格制度の確立など、技術的支援の拡充を求めるものでございます。

2点目は、コスト低減に向けた新たな点検・工事手法の検討でございます。現在道路等の定期点検につきましては、年数、設置場所、使用状況等にかかわらず、一律の点検手法となっています。効率的と言えない面もあると感じております。施設ごとの利用実態に応じた手法になっていない面もございます。また、施設の設計工事から点検、修繕までの各業務等を個別に発注する従来の契約方法についても、工期が長くなったり、費用面における負担が大きいことがあります。

そのような中、いわゆる包括委託契約が下水道の新設や、また区画整理事業など、一部事業で現在は活用されておりますが、この施設点検工事などにおきましても、さらなる活用が図られる必要がありますことから、国に対しまして、効率的、経済的に行える手法、そして先行的な取組に対する技術的な支援、ガイドラインの策定などの検討を求めるものでございます。

3点目は、新技術の開発についてでございます。ドローンやロボットを活用した技術も出てきていますが、施設の点検、工事に係ります新技術は依然として少ないことから、新技術の開発、低価格化に向けた産学官共同の取組のさらなる推進を求めるものでございます。

以上、土木施設の長寿命化対策に係る要請案をまとめさせていただきました。

説明は以上でございます。

○横浜市長 加山市長、ありがとうございました。

それでは、皆様の御意見を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どの都市においても、これは喫緊の課題です。時期を得た御提案だと思います。どうもありがとうございます。

それでは、国への要請活動については、特命担当の加山相模原市長に御一任したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に進めてまいります。「地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言（案）」です。

総務・財政部会からの御提案です。部会長の久元神戸市長より御説明をお願いいたします。

○神戸市長 総務・財政部会で、地方公務員の定年延長に関する提言案をとりまとめましたので、御審議をお願いしたいと思います。

今年の８月に、人事院が国家公務員の定年延長に関しまして、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正につきまして意見の申し出が行われました。これはかなり具体的なものです。大きな方向性はそのとおりだろうと思います。しかしながら、国家公務員と地方公務員、個々の地方自治体の置かれている状況は違います。職員数、年齢構成、組織規模などがかなり違いますので、今回の申し出の内容がそのまま地方公務員になじむとは言いがたいと思われます。

そこで具体的には、１点目は、定年延長は個々の自治体の採用計画などとの調整を要する、ある程度時間的な余裕を見ながら準備していかなければなりませんから、段階的な引き上げ方を含め、スケジュールをできるだけ早急にして示してほしいということ。２点目に、この定年延長の制度設計に当たりましては、人事院の申し出にあります役職定年の年齢あるいは任用換の対象となる職員、このような申し出の内容につきましては、必ずしもこれを採用するかどうか、あるいはどういう内容にするのかは地方自治体の判断で決定できるようにしてほしいということ。３点目に、制度の検討に当たりましては、指定都市の意見を十分に聞く機会を設け、この意見を制度設計に反映していただきたい。こういう３点につきまして、提言しようというものであります。よろしくお願い申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、皆様の御意見を頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいま決定した提言ですが、提言活動については、部会長である久元神戸市長に御一任したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、「国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化に関する指定都市市長会提言（案）」についてです。

同じく総務・財政部会長の久元神戸市長より御説明をお願いいたします。

○神戸市長 今回の御提案は、国に対して、ご覧いただいているような提言をしたいという内容と、非常に実務的な問題ですので、指定都市市長会の総務・財政部会の中で研究会をつくって実務的に検討したいという2点です。

国税・道府県税・市税の情報連携は非常に重要です。電子化に向けた取組も行われておりますけれども、必ずしもまだ十分に浸透はしておりません。データの入力とか調査など非常に煩雑な事務作業が生じております。税務システムをどのように標準化し、共通化するのかということが、事務の効率化に大変大事です。しかしながら、指定都市におきましては、個々の自治体でシステムの開発がばらばらに行われておりますために、情報連携などの面で必ずしも十分な成果が上げられておりません。

そこで、1つは国と都道府県、市区町村が擁する税情報に関する情報連携をさらに拡大していく、電子化をさらに推進していく、このような対応を国の方でもしっかりと行っていただきたいということです。あわせて、この検討に当たりまして、助言、協力、財政的な支援をお願いしたいということです。国におきまして、こういう面で財政支援を拡大したとしても、効率化によって地方自治体の経費の節減につながるほうが大きいと思われしますので、こういう点につきましては、特に総務省においてしっかりと御対応をお願いしたいというのが2番目の趣旨であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、御意見がございましたら、伺いたいと思

います。

I C T政策担当の熊谷千葉市長、いかがでしょうか。

○千葉市長 部会のほうでも申し上げたんですけれども、こういうシステムを統合していくに当たっては、やはり業務の標準化というのは大変重要でありまして、どうしても各自治体は、それぞれの事情、もしくは市民、議会からの要請に応じて非常に業務が複雑化していった、システムが独自に進化した結果、パッケージソフトなどが使えない、それぞれがガラパゴス化された業務システムをつくり上げてしまいがちでありますので、我々 I C Tのプロジェクト側でも、各市の皆様方と業務の標準化を通して、自治体のシステムをできる限り統合していくことで、社会全体の行政システムコストを下げていくべきだという話をしておりますので、こうした税という専門的な分野における業務の標準化も見据えた研究というのは大変重要だと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。その他、御意見はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 それでは原案どおり決定させていただきます。国への提言活動については、部会長の久元神戸市長に御一任したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、「文化芸術立国の実現に向けた指定都市長会提言（案）」についてです。

文化芸術・教育部会からの御提案ですので、部会長の門川京都市長より御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○京都市長 ありがとうございます。部会とともに、事前に20市の市長に、事務局から意見の調整等を行ってまいりました。今日の部会の議論の様子を1枚のものにまとめておりますので、ご覧ください。元アナリストで、小西美術工藝社のデービッド・アトキンソンさんによる講演と討論をさせていただきました。本格的な人口減少社会を日本がどう超えて社会保障制度など現在の社会システムを維持することができるか。それは最低賃金を上げていく、そのために労働生産性を向上させていく、あるいは企業の数が多いのを統合等によって見直していく、そして文化と経済の好循環を創出し、都市の魅力の1つである観光などで付加価値を高めて所得の底上げをしていくことが重要であるという話をいただき

ました。非常に刺激的な話でありました。

意見交換をさせていただき、文化を公共投資として位置づける。あるいは観光産業が薄利多売的なものになっている。さらに、担い手が不足していますが、労働条件の問題である。最低賃金が東京と地方で大きな格差がある、それを放置すると東京一極集中がますます進む。観光に携わる人の給料が上がり、休暇がとれ希望が持てるような職種にしていかなければならない等々の話がありました。

そして、提言文のほうに参ります。前段で、ラグビーワールドカップ、東京オリパラ、ワールドマスタースゲームズ関西。このワールドマスタースゲームズ関西は、世界最大規模の生涯スポーツの大会であります。選手数は、東京オリンピック・パラリンピックの1万4,000～5,000人に対して5万人と言われています。認知度が極めて低うございます。どうぞよろしくお願いしたいと思っています。

そして、大阪万博も決まりました。また、文化では、来年、国際博物館会議・I C O M 京都大会が京都で開催されます。そうした好機を生かして、文化芸術で日本を元気にしていこう、さらに障害者による文化芸術活動、あるいは社会包摂、高齢者、外国人が地域社会の中で多様な文化が楽しめ、そして共生社会を実現していく。そうした我が国が大事にしてきた文化、衣食住や自然との共生、そうしたものをしっかりと生かして、地域コミュニティの活性化、これは今、吉村市長等からもありましたけれども、災害対応のときにも極めて重要な問題であります。

そして、国連が掲げる、「一人も取り残さない」とするSDGs、持続可能な17の開発目標の方向を踏まえて取り組んでいこうということで、裏面の具体的な提言4点でございます。

1つは、文化芸術がもたらす経済的、社会的影響やその効果を分析し、文化芸術の社会的意義について国民の理解の醸成を図り、官民双方から持続可能な文化芸術への投資を引き出す仕組み、この役割を指定都市がしっかりと果たしていこう。そして、先ほど申しましたSDGsの推進、持続可能で多様性と包摂性のある文化芸術立国を目指すこと。

2点目は、文化財の所有者等が活用による適切な収益。日本の文化財の拝観料等が極めて低い。これらについても積極的に見直すべきではないかと。あるいは起債や民間資金の活用など多様な資金調達を通じて、文化財の修理、復元、整備等に自律的に再投資できる仕組みを構築するとともに、貴重な文化財、歴史事象の復元など、文化財の付加価値を高め、保存と活用の好循環を創出するための取組を強化すること。

3点目は、地域固有の生活文化を基盤に、障害者、高齢者、外国人など地域の多様な主体の文化的催事への参加を促進するとともに、学校教育との連携、子供の頃から本物の文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性と多角的な思考力を育み、次世代の担い手、支え手の育成につなげる等、生活文化の振興、共生社会の実現に向けた取組。

そして、この10月に文部科学省設置法が改正されまして、新・文化庁になりました。文化庁の機能を強化する。文化であらゆる政策に横串を刺していく。そうしたことが決まりましたけれども、それを指定都市が地域の中核都市としてしっかりと連携して取り組んでいこうと、こういう趣旨でございます。ともどもに努力してまいりたいと思います。

○横浜市長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問・御意見はございますか。

○京都市長 補足ですけれども、文化庁の京都への機能を強化しての全面的な移転、遅くとも2021年までにということは、京都だけではなく、関西広域連合と多くの皆さんの御理解のもとに順調に進んでおります。ただ、日本の文化庁の予算は1000億円と、フランスを持ち出すまでもなく、韓国と比較しても国家予算に占める割合から見て10分の1というような状況であります。その予算の充実、そうしたこともしっかりと国に対して要望していかなければならないと考えております。よろしくお願いします。

○横浜市長 ありがとうございます。その他、御意見はございますか。

では、私から少し述べさせていただきたいと思います。私は2009年に横浜市の市長職に就かせていただきました。当時は、スポーツ振興は一生懸命取り組んでいたものの、文化芸術についての施策はあまりありませんでした。横浜トリエンナーレという現代アートの祭典は行っていましたが、私は、もっと人の五感をくすぐり、楽しくわくわくするような、どんな方でも参加できる芸術事業がないと思いました。そこで、観光や経済への波及効果も狙い、2012年にはダンス、次の年は音楽、その次の年は現代アートと、オールジャンルでフェスティバルを行い、これを3年周期で繰り返し開催してきました。

最近の実績では、この3つのフェスティバルを合わせて約1000万人の来場者と約124億円の経済波及効果があり、新聞にも「Dance Dance Dance@ YOKOHAMA」は国際的なフェスティバルになってきたと掲載されるなど、事業としての認知度も非常に高まってきました。

た。

最初は反対の御意見をいただくことも多かったことを考えると、門川市長がおっしゃったように、子供たちをはじめとする多くの方に本物の芸術を見せる機会を多く設けるためには、強い意思を持って継続して取り組むことが大切だと思います。

横浜市も選定された「SDGs 未来都市」の目標達成においては、文化芸術の視点も当然必要です。しかし、今、門川市長がおっしゃったように、文化庁の30年度予算（前年度比3.3%増の1077億円）は国家予算の約0.1%で、諸外国と比べて低い水準であり、韓国や中国などの周辺諸国よりも少ない状態です。また、このうち600億円近くが文化財の修理などに当てられているので、各市が取り組んでいる文化芸術事業にはとても手が回らない状況です。

長くなりましたが、これは指定都市が一致団結して国に提言していく必要があると思います。よろしくお願いいたします。

では、皆様、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長 それでは、原案通り決定させていただきます。国への提言活動については、部会長の門川京都市長に御一任したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次は報告事項に入ります。

初めに、各部会からの報告ですが、「総務・財政部会」について、部会長の久元神戸市長よりお願いいたします。

○神戸市長 2点御報告を申し上げたいと思います。

1つは選挙制度についてです。この論点のところをご覧くださいと思いますが、期日前投票が始まりましたときに、選挙公報が有権者に届いていないという問題があります。そこで、公職選挙法の改正が必要になりますけれども、期日前投票所に選挙公報を掲示、閲覧できるようにすべきではないかということが1つの論点です。

それから、選挙事務、投票も含めてICTの利活用を進めることと、それから、近年の状況を見ますと、期日前投票がどんどん増えて、当日投票が減っております。その一方で、投票立会人の確保が非常に難しくなっているという面があります。こういうことを背景に、投票時間を繰り上げるというのが、指定都市よりもむしろ小規模な自治体で増えて

きております。そういうことを考えれば、従事者の負担軽減等にも考慮して、投票時間を短縮するということも含めて考えるべきではないかという議論をしております。しかし、これに対しましては、特に若年層が18時以降に投票しているという傾向もあるというような意見もありまして、まだ総務・財政部会の中では十分に議論が熟しておりません。これは引き続き検討して、もしもまとまれば、次回提言として御提示をさせていただければと思っております。

もう1つは、地方拠点強化税制につきまして、平成30年度の税制改正で移転型事業の対象地域に近畿圏、中部圏の既成市街地が加えられました。しかし、地方拠点強化税制は十分活用されているとは言えません。これをやはりもっと拡充すべきではないかという議論を行っておりまして、各市からは具体的な意見も出されておりますので、引き続き総務・財政部会で議論をし、次回の市長会でまとまれば具体的な提案をお示しさせていただければと考えております。

○横浜市長 ありがとうございます。御意見、御質問はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 久元市長、ありがとうございました。

次に、「厚生・労働部会」について、部会長の松井広島市長よりお願いいたします。

○広島市長 それでは、厚生・労働部会での議論についての御報告をいたします。

お手元にお配りしております「厚生・労働部会における議論」というタイトルの資料をご覧くださいと思います。

今回の部会におきましては、検討テーマの「子育て支援策の抜本的な見直しと充実（児童手当の現物給付化）」について、地域の実情に応じた子育て支援策の展開のための具体的な仕組み及び提言の方向性等について意見交換を行いまして、次のとおりとすることを確認できました。

仕組みのイメージにつきましては、地域の実情に応じた多様な子育て支援策の展開が可能となる新たな仕組みを、まずは指定都市において導入する。ただし、原則として、国側のルールやシステムの骨格は変更しないけれども、指定都市の裁量によって、国の支援策や財源を柔軟に運用できる仕組みなど、個別具体的な対応が可能となるようなものにする

ということを確認いたしました。

具体的な仕組み、例といたしましては、支援策を選択して実施できる仕組みと、類似の支援策の財源を弾力的に運用できる仕組みに分類した上で、資料に記載しております個別の具体例に落とし込む確認を行いました。

提言の方向性につきましては、支援策の組み替えとして、指定都市特例として、国が展開しているさまざまな子育て支援策のうち、自治体固有の事務と評価できるものを、指定都市の裁量で、地域の実情に応じた支援策に組み替えて展開できる仕組みづくり、財源の組み替えとしては、地方が実施する子育て支援策を持続可能なものとするための基盤として、指定都市の裁量で、地域の実情に応じて財源を組み替えて活用できる仕組みづくりに係る積極的な検討と適切な措置を国において行うよう提言することを確認いたしました。

各市からは、例えば、喫緊の課題として、幼児教育・保育の無償化により想定される保育ニーズの増加、それに伴う待機児童の増加や保育士不足が考えられ、地域の実情に応じた子育て支援策の充実是指定都市として優先度の高い要望であると考えするという意見。現金給付・現物給付を選択できる仕組みがあると有効だと思う。一方で、自治体においても多様な支援策の充実を図ることも必要である。さらに、国の施策の枠組みを是としつつも、自由度を持たせることで施策の実効性を高めることができると考えられるため、指定都市というフレームの中で、各市の実情に応じた対応策がとれるよう、施策・財源を柔軟に運用できるようにすることが大切である。児童手当については、法定受託事務であると同時に、その財源も国・地方・事業主の三者負担方式となっていることから、国政レベルでの議論や法制度の整備等が必要であることを考えると、まずは、特区制度に倣い、指定都市に限定して部分修正を認めてもらうことが有効である。その際、財源については、どの部分を組み替えるのか財源負担者を考慮しながら検討していく必要があるといったような意見があり、今回の提言では、利用者の子育て支援策へのニーズと国が展開する子育て支援サービスの間の乖離を埋めて、地域ごと、家庭ごとに異なる子育てニーズを的確に把握している各指定都市が、それらに柔軟に対処できる新たな仕組みづくりを可能にしてほしいという我々の問題意識を国に提起していくこととしたいという集約を行ったところです。今後は、来春の第4回部会で予定しております国への提言の確定に向けまして、本日の議論を踏まえて、本部会構成市の間で十分に協議し、提言案を作成した後、全指定都市への照会を行った上で最終的な提言案をとりまとめていきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

ここで、私自身の個人的な質問なんですけれども、今まで取り組んでいるいろんな国への申し出に関しまして、先ほど5つほど項目がありましたが、提言という形でまとめるものと要請という形でまとめる整理があるんですけれども、提言と要請について何か使い分けをしたりしているのかなと、それは特にないんでしょうか。というのは、今まで5つ報告がありましたね。1番目は提言、2番目の土木関係だけは要請とあって、後は提言なんですけど、何か意図があるのかなのか。

○横浜市長 特段の意図はないと思います。

○広島市長 そうですか、単なるニュアンスの違いですか。

○横浜市長 そうです。違いが難しいですね。表現は、都度提案市と整理しています。

○広島市長 提言を要請すると書いてあるものもありますし。どちらかと言えば提言は高く言い放つだけなのだろうかと思っていました。

○横浜市長 分かりづらく、申し訳ないです。

それでは、ただいまの報告について、御意見、御質問はよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。

次に、「まちづくり・産業・環境部会」について、大森岡山市長よりお願いいたします。

○岡山市長 今日の議論は、特に産業分野について議論をさせていただきました。事業承継における問題点、また、スタートアップ事業、創業支援をどう充実していくか。また、商店街のアーケード等の老朽化などに対してどう対応するかというような議論を行い、次回、この提言をまとめていこうという形にしているところでございます。

それとともに、全体の資料7-1をご覧くださいと思います。これは御報告なんですけれども、路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた提言というのを前回議論させて

いただいたと思います。我々のところでは、特に中心街は路面電車、路線バスは非常に密であります。周辺部に行くと粗になっているという状況の中で、さまざまな事業者の間で競争関係などもございましてちょっと調整をしていかなければならない状況になっているところではありますが、今の制度自身が、道路運送法では、国が基準に合えば認可をするということになっているということで、全体の需給調整的なものがそこにあまり入っていないということがございます。したがって、我々の提言の中では、そういう需給調整という考え方を取り込んだ過度な競争を抑制したり、また、公共交通自体が、これから高齢化になっていくにしたがってより重要度を増していくだろうと。そういう面では非常に財源が乏しいのではないかと、もっと財源のあり方を考えるべきではないかという2点について要望、提言活動を行いました。大臣自身もこれらの課題についてはよく認識をしているという発言もあり、自動車局長のほうから、我々も取組を検討していきたいという話がございまして、7－2でございまして、地域交通フォローアップ・イノベーション検討会の開催ということにつながってまいりました。そして、来年の6月までに考え方を整理して、法案としては2020年の頭の通常国会を目指して議論するというような話になっているところでもあります。今日も部会のほうではこの議論もさせていただきましたけれども、よりさまざまな指定都市の意見を踏まえて対応をさせていただきたいというように思っております。また、中枢中核都市についても、国から範囲及びその支援施策について示されたので、部会では御報告をさせていただきました。

私からは以上です。

○横浜市長 大森市長、ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に関して、皆様の御意見、御質問がございましたら頂戴したいと思います。

○神戸市長 大森市長からの御指摘は全く賛成で、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。その中で、フォローアップ・イノベーション検討会の検討課題を見ますと、大都市部では慢性的に交通渋滞が発生している、中小都市部・地方部では公共交通利用減少が生じていると言われているんですけれども、これは必ずしもそうではないのではないだろうか。需給調整がなくなりましたので、公共交通を維持していくというのは相当大変になってきていまして、結局、利用者の減少というのは大都市部でも続いている、大抵のところでは公共交通の利用は減っていて、増えているのはごく一部の路線ではな

いかと思うんです。ですから、ここの国土交通省の問題意識というのは割り切り過ぎではないのかなと。大都市部においても公共交通の利用減少が続いていて、公共交通の維持は大変だという認識は、ぜひ国土交通省に持っていただきたいと思います。

○岡山市長 おっしゃるとおりだと思います。国土交通省もそのように割り切っているわけではないと理解をしております。これから人口減少などが一部の都市では相当、特に大都市でも起こってくるわけでありますから、将来的な推移をよく勘案しながらやっていかなければならないという認識を持っているはずであります。私もメンバーでございますので、今の神戸市長の見解については、それを踏まえて対応させていただきたいと思います。

○熊本市長 今回の御意見に私もちょっと補足をさせていただくと、熊本市でもバスの利用は非常に減ってしまっていて、ピーク時の3分の1です。今は逆に鉄軌道のほうが少し伸びている、とうとうバスを追い抜いてしまったというような状況があって、私の市長選挙の中で、熊本市内だけで民間のバス事業者が5社おられるのですが、こういったところの経営統合を見据えて公的にもっとコミットしていこうというようなことを実は打ち出しをして、今からトップの皆さんとも話をしていこうと。そうしたときに、大森市長には、指定都市のそれぞれの状況が違う中であっても、それぞれ危機感を持って取組をやっているということもありますので、やはり国の大胆なバックアップをぜひお願いしていただきたい。それぞれの取組、地域事情をよく見据えて、地域の皆さん方の足を守っていただくということをぜひ私からもお願いをしておきます。

○広島市長 直接関係ないんですけども、今確認しましたところ、公共交通の中で離島対策などを考えたときに、船も公共交通の手段ではないかと思うんです。今聞くと陸路だということですけども、島などを抱えている自治体では、船の便なども何かの形で今後のあり方を考えていただくような方向があればと。これ自身はもう整理されていますので、別途そういう問題意識もあわせて持っていただくと、中山間地対策とともに離島対策も結構ややこしい問題がありますので、お願いしたいということです。これは希望であります。

○岡山市長 まず、熊本市長の御発言ですが、私も熊本に3年間住んでいましたから熊本の事情はよくわかります。どちらかというと、岡山市も熊本市に近いところがあって、我々のほうは逆に事業者が9社もいる、競争状態が非常に激化しているところではあるんですけども、路面電車とバスの比率もよく似ているようなところであると思います。そして、多分、市によって事情は大分変わるのかなというように思います。我々は今、部会で議論させていただいた中身を踏まえて、国で施策の展開についていろいろと話をさせていただいているんですけども、確かにある面、それだけでは不十分なのかもしれないなと今思いました。部会に入っておられない市も、この地域公共交通をどう考えるのか、その視点が今で十分でない可能性もあるので、もし差し支えなければ、私のところに、こういう視点で議論をするようにというメモをいただければ、来年の6月までずっと議論を展開していきます。1月からはいよいよ将来像を議論していこうという形になっていますので、それにあわせて理論展開をし、また次の場でも御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

広島市長の話は、確かに交通という面から捉えれば同じなんですが、これはどちらかというと道路運送法をどうするかという視点に立っているので、船舶の関係などは入っていません。ただ、おっしゃるように、特に瀬戸内海離島などは、今、国境離島とは別の次元の問題になっていますから、それほど議論されていない可能性もあるので、もしよかったら問題提起をしていただいて、次の部会で整理をして、来年度とりまとめて、また、まちづくり・産業・環境部会として提言をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○横浜市長 話がまとまりました。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 御報告ありがとうございました。

次に、「文化芸術・教育部会」について、先ほどかなりお話をさせていただきましたが、門川京都市長、追加でご報告がありましたらぜひお願いします。

○京都市長 提言の説明のときに話させていただきましたので、私からはそれで結構です。

○横浜市長 よろしいですか。

○京都市長 はい。

○横浜市長 どうもありがとうございました。皆様、御質問はもうよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長 それでは次に、特命担当市長からの報告に入ります。「中核市・施行時特例市連携担当」についてです。平成25年から連携担当を務めていただいた篠田前・新潟市長の御勇退に伴い、竹山堺市長に11月22日付で新たに特命担当に御就任をいただきましたので、御挨拶をお願いいたします。

○堺市長 中核市・施行時特例市連携担当市長を拝命いたしました。重要な任務でございますので、しっかりと努めてまいりたいと思います。

指定都市と中核市及び施行時特例市の多くは、先日、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点となる中枢中核都市として選定されたと思います。近隣市町村を含めた圏域での社会経済活動を支えることが期待されているところでございます。

現在、国の地方制度調査会におきましても、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた圏域を軸としたまちづくりが検討されています。このような中、指定都市、中核市、施行時特例市は、圏域の社会経済活動における中核的な都市として、近隣自治体との水平連携を強力に推進するなど、持続可能な地域づくりを牽引する役割がますます求められております。このことから、連携担当市長として、三市長会でしっかりと議論しながら、圏域の発展、成長、ひいては真の地方創生実現に向けて尽力してまいりたいと思いますので、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○横浜市長 御挨拶ありがとうございます。竹山市長におかれましては、深い経験と知見がおありで、私もいつも御指導いただいております。今回は就任を快くお引き受けいただき、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回の報告につきましては、竹山市長が御就任前の活動が主ですので、私より説明いたします。

資料9をご覧ください。中核市市長会、全国施行時特例市市長会との連携事業について御報告いたします。7月24日に連携担当市長が集まり、昨年度に引き続き、国に対しての共同提言を行うため、内容を協議していただきました。9月27日には会長・連携担当市長会議を開催し、共同提言の案文について改めて協議を行いました。「国と三市長会との定期的な協議の場の設置」、「地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正」、「災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充」などについて、お手元の提言書どおり決議をいたしました。

会議終了後に、総務省の野田総務大臣及び内閣府の長坂大臣政務官へ提言活動を行いました。野田大臣からは、「三市長会から共同提言をいただき非常にうれしく思う。災害時の被災者支援の担保にもなっている地方の基金の重要性についても引き続き主張していく。」などの御発言がありました。報告は以上です。

皆様、この報告に対して、何か御意見、御質問がございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。次に、「災害復興担当」の大西熊本市長より御報告をお願いいたします。

○熊本市長 まず、御報告の前に、災害復興担当特命市長として一言申し上げたいと思います。先ほどの会議でも、秋元札幌市長、また、吉村大阪市長より御報告をいただきましたけれども、今年は6月に大阪府の北部を震源とする地震がございました。また、7月には、平成30年7月豪雨により、西日本は本当に大変な被害を受けられたわけでございます。また、9月には北海道胆振東部地震が発生し、たび重なる大地震や豪雨災害がございました。また、台風21号によります強風、高潮被害など台風被害も非常に多かったこの1年だったと思います。改めて、この場にいらっしゃいます被災された指定都市の市長の皆様をはじめ、これらの災害対応に当たってこられました皆様方に敬意と感謝を申し上げますとともに、被害に遭われた地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、まず「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」改正の概要について御説明をいたします。資料10-1をご覧くださいと思います。

今年5月の札幌サミットにおきまして、行動計画については、総務省が新たに定めました被災地支援のための職員派遣の仕組みであります被災市区町村応援職員確保システムと

の整合を図るために、事務方で新しい地域ブロックの検討などを行っていくことを御報告させていただきました。しかしながら、その後、たび重なる災害がございまして、我々指定都市もさまざまな形で被災地支援に取り組みました。また、新たな課題も見られましたことから、事務方で協議をいたしました結果、当初予定をしておりました新しい地域ブロックに災害時の対応体制の整備を加えまして行動計画を改正することといたしました。具体的には、大都市としての総合力と基礎自治体としての災害対応力をこれまで以上に発揮できるように、発生初期の対応強化、それと、総務省が定めます被災市区町村応援職員確保システムとの連携、これらを中心に、地域ブロックの再編、それから初動体制の整備、また被災地へのリエゾン派遣体制の整備などの改正を行う予定でございます。今後は、来年4月1日の改正施行に向けて事務方で内容を精査いたしまして改正作業を行っていきたいと考えております。

資料の2ページ目に、参考資料として、現在の地域ブロックと新しい地域ブロック案を添付させていただいております。御参照いただきたいと思います。

また、資料の3ページ目には、今年の災害を受けての総務省、全国知事会、全国市長会の動きをそれぞれまとめておりますので、御参照いただきたいと思います。

続いて、資料10-2をご覧くださいと思います。災害対応法制の見直しに関する取組については7月の市長会議で御報告をさせていただいたところでございまして、その後の経緯について御説明をいたします。

国の動きにつきましては、8月から10月にかけての救助実施市指定基準検討会議におきまして、救助実施市の指定基準などについて協議が行われました。会議には、指定都市からは6市が参加をしていただきました。御協力をいただきました各市に感謝を申し上げます。この会議での検討結果を踏まえまして、昨日、指定基準に係る閣議決定がなされたところでございまして、28日に発出をされる予定でございます。指定基準には、資料のとおり4項目が定められましたが、指定都市が求めておりました希望する全ての指定都市が指定を受けることができる客観的な基準となっております。今後、必要な手続を経まして、最短で来年4月に国から指定が行われる見通しでございます。

私からの説明、報告は以上でございます。

○横浜市長　ありがとうございました。大西市長、御尽力、ありがとうございます。ただいまの報告に対して、皆様の御意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

災害救助法の改正により、都道府県の連絡調整機能が強化され、指定都市が有する災害対応力を生かして、より迅速な被災者支援を可能とする枠組みが作られました。これは、大変画期的なことと思います。

今回の見直しの趣旨、また各地域の実情も踏まえていただきながら、救助実施市の指定に向けた作業など、被災者支援の迅速化に向けた取組をぜひお願いいたします。

また、行動計画の改正につきましては、適用した経験を踏まえて、より実践的なものとするために引き続き御尽力をお願いします。その他、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 次に、「指定都市議長会連携担当」の吉村大阪市長より御報告をお願いいたします。

○大阪市長 資料11－1をご覧ください。今年度の議長会との連携の活動内容について報告させていただきます。

まず、10月30日に全国市議会議長会指定都市協議会の会長であります角谷大阪市会議長に対して、昨年11月の指定都市協議会総会での活動報告以降の指定都市市長会の活動状況について報告をし、また、意見交換を行わせていただきました。意見交換の中で、角谷会長からは、子育て、教育環境の充実、災害対策など市民生活に密接にかかわるさまざまな課題について取り組んでいくということについては非常に重要だと、また、今後とも指定都市協議会と指定都市市長会とで連携してさまざまな課題に取り組んでいきたいという御意見をいただきました。

この懇談を受けまして、11月6日に都内で開催されました全国市議会議長会指定都市協議会の第17回総会において指定都市市長会の活動状況について報告をさせていただきました。その総会の中で角谷会長からは、指定都市市長会との連携は本協議会にとって大変有意義なものであり、今後もますます連携を深めていきたいというお言葉をいただきました。また、複数の議長からも、指定都市市長会とさらに連携を強化していくべきとの意見をいただきました。12月12日には、角谷会長から全国市議会議長会指定都市協議会の活動状況について報告をいただき、意見交換を行わせていただきました。また引き続き情報交換を行っていくことを確認しました。私及び角谷会長が活動報告の際にそれぞれ使用しました資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただいておりますので、後

ほど御確認をいただきたいと思います。今後も議長会との連携を進めていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いします。

報告は以上です。

○横浜市長 吉村市長におかれましては、議長会との連携を積極的に進めていただきました。本当にありがとうございます。取組も3年目ですが、今の御報告にもあるように連携が深まってきたと強く感じます。これからもよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの吉村市長の御報告に対して、御意見、御質問等はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 吉村市長、本当にありがとうございました。

それでは、次に、報告事項の(3)「政策提言プロジェクトの新設」について、私より御説明いたします。

資料12をご覧ください。前回7月の市長会議において、「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」を議論・採択し、内閣府に対して提言活動を実施したところです。その後、皆様も御承知のとおり、連日の国会審議を経て、改正出入国管理法が成立し、昨日には「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」などが閣議決定されたところです。

来年4月には、新たな在留資格制度のもとで外国人材の受入が始まりますが、地域とともに暮らす生活者としての外国人材の受入については、直接受け入れる現場である自治体として、教育、福祉、文化等各分野において、お互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深め、共生社会の実現を目指さなければなりません。

そこで、指定都市市長会としまして、共生社会の実現に向けた取組や対応策の共有、調査・研究を深め、国に対し提言を行っていく必要があると考え、専門的に調査、研究を行う「外国人材の受入・共生社会実現プロジェクト」を立ち上げることにいたしました。年明けから調査・研究を始め、意義のある政策提言につなげていきたいと思います。

プロジェクトのリーダーには、既に浜松市で数々の共生施策を実行し、大変高い見識をお持ちである鈴木市長にお願いすることといたしました。鈴木市長からも一言お願いいたします。

○浜松市長 今、林市長から御説明がありましたように、入管法が改正されまして、国会であまり実のある議論はありませんでしたが、これは国の方針の大転換だと。労働目的で外国人を受け入れたというのはこれまでありませんでしたけれども、今回、正面から受け入れるということは国の方針の大転換でございます。特定技能1号、2号とできましたけれども、我々の経験からいきますと、いずれ2号への移行、定住者が増えてくるだろうと。やはり特定の規模の都市に偏ってくる可能性がある。そういう意味では、指定都市市長会としてさまざまな政策提言を行っていくことは大変重要であると思います。私どものときは、実は1990年のときも入管法の大改正がありまして、日系という資格であれば労働目的で日本へ入国が認められまして、前年まで浜松にはブラジル人は28人しかいなかったんですけれども、1990年を分岐点に最盛期は2万人までブラジル人の方が増えまして、今はリーマンショックで減りまして、それでもまだ1万人弱の方で、これは日本で一番多いわけですが、国の思惑とは逆に、短期で稼いで帰るのではなくて長期に定住をされるということで、今、浜松には2万5000人の外国人がいますけれども、約8割が定住者であります。市民として、日本人市民と一緒に共生社会をつくっておりまして、今は安定していますけれども、最初からそうであったわけではなくて、さまざまな取組をしてまいりました。今日は割愛をさせていただきますけれども、我々の経験からして、社会統合政策というのが非常に重要になってくる。外国人との共生社会をいかに築いていくかということで、特にこれまでは特定地域の問題として国に放置されてきましたけれども、今回、全国が対象となるということになりますと、我々の経験からして、現場を抱えているということで自治体は非常に困るわけですね。ですから、国がしっかりと制度をつくり財政的支援をする、これは国の役割だと私は思うんです。それを受けて我々が現場で多文化共生に向けた社会統合政策をしっかりと進めていくということでございまして、そういう意味で、国に対して、現場の状況を踏まえて、さまざまな制度提言とか財政支援等を要請していくことは非常に重要だと思っておりますので、このプロジェクトを通じて、しっかり有意義な提言活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○横浜市長 鈴木市長、ありがとうございます。このプロジェクトへの参加につきまして、今後、事務局から御照会させていただきます。皆様におかれましては参加の御検討をよろしくお願いいたします。鈴木市長、よろしくお願いいたします。

最後に、指定都市市長会事務局からの報告です。事務局よりお願いします。

○事務局長 それでは、事務局から２点報告をさせていただきます。

初めに、要請活動の実施結果についてでございます。資料の13をご覧ください。本年7月23日に開催いたしました第45回指定都市市長会議以降に実施いたしました要請活動についてまとめた資料になっております。

まず、1 ページ目の1 段目、2 段目でございますが、平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請及び大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言について、7月23日に大西熊本市長から内閣府のあかま副大臣に要請を行っていただきました。また、同日、性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請について、内閣に対して熊本市の事務方で要請を行いました。

2 ページに参りまして、1 段目でございます。憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言につきまして、8月2日、久元神戸市長から総務省の奥野副大臣に提言を行っていただきました。

また、3 段目、地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言について、8月3日に林横浜市長から菅内閣官房長官に提言を行っていただいております。

続きまして、下から2 段目ですが、災害復旧・復興に向けた税制措置の拡充に関する指定都市市長会要請について、10月2日に大西熊本市長から総務省の奥野副大臣に要請を行っていただきました。

最下段でございますが、「国際的なスポーツ大会の誘致」に関する指定都市市長会要請について、10月22日に松井広島市長から文部科学省の白須賀大臣政務官及びスポーツ庁の鈴木長官に要請を行っていただいております。

3 ページに移りまして、最後の段でございます。幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に向けた指定都市市長会緊急要請につきまして、11月29日に文部科学省、30日に内閣府及び厚生労働省に対して横浜市の事務方で要請を行いました。

例年行っております白本の要請、青本等要望につきましては、各担当市長の皆様におかれましては、要望活動等に多大なる御協力をいただき、事務局としても一言お礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

その他の要請活動につきましては、先ほどの部会や特命担当事項の報告の中で各市長様

から御報告があったとおりでございます。個々の要請活動の詳細につきましては4ページ以降に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

1点目の報告は以上でございます。

○横浜市長 各市長の皆様には、大変お忙しい中、要請活動を実施していただき、本当にありがとうございます。御担当していただいた皆様から何か補足はございますか。

○熊本市長 熊本市の大西でございます。本市の要請活動に関しまして、一言御報告をさせていただきます。ただいま事務局からも説明がございましたとおり、災害復旧・復興に向けた税制措置の拡充に関する指定都市市長会要請につきましては、緊急性を要しましたために、9月に書面協議という形で御承認をいただきまして、10月2日に総務省へ要請活動を行わせていただきました。今般、与党税制調査会において決定をされました平成31年度の与党税制改正大綱におきまして、平成31年度分及び平成32年度分の平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税についての特例を引き続き適用できるということになりました。このことは本市の被災者の生活再建にとって大変大きな支援になるものでございます。御協力をいただきました各市長の皆様方におかれましては本当にお世話になりました。この場をおかりしまして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○横浜市長 大西市長、ありがとうございました。このように、要請活動を行うことで国の施策等に初めて反映されます。これからも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

その他何かございますか。

○大阪市長 風疹ワクチンについてですけれども、やはり今、風疹が非常に問題になっているという状況の中で、国においてもワクチンが不足している状況とお聞きしています。大阪市でも独自の取組をしておりますけれども、各市の事務方を通じて、国がきっちりとワクチンの確保等を行うようにというお願いの文書を皆さんに回していますので、御協力をぜひよろしくお願いします。

○横浜市長 ありがとうございます。承知いたしました。

それでは、引き続き、事務局から御報告がありますので、よろしくお願いします。

○事務局長 事務局から2点目の報告事項でございます。指定都市サミットin岡山の開催日程でございます。来年5月30日木曜日、31日金曜日に開催をいたします。詳細につきましては今後御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○横浜市長 大森市長、一言お願いいたします。

○岡山市長 5月30、31日、お待ち申しておりますので、よろしくお願いいたします。

どういうおもてなしをするかはこれから考えさせていただきたいと思いますが、まず1つは、岡山は三大名園の1つ、後樂園がございます。後樂園を生かすということと、もう1つ考えているのは、今年の5月、6月に「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやまというのが日本遺産になりましたので、それも少し絡めようかなというように思っております。詳細はまた後で御連絡させていただきたいと思いますが、ぜひ皆さんにお越しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。いやが上にも期待が高まってまいります。サミット参加が初めてとなる方は、ぜひご参加ください。よろしくお願いいたします。

次に、「その他」の御報告です。先月、大阪・関西での開催が決定した「2025日本万国博覧会」について、吉村大阪市長から御発言をお願いいたします。

○大阪市長 資料の14をご覧ください。2025年国際博覧会の誘致につきまして、国、経済界、自治体が一体となりまして取り組んできました結果、平成30年11月23日にフランスパリで開催されたB I E総会において、大阪が2025年国際博覧会の開催地に決定をいたしました。誘致活動に関しましては、指定都市市長会の皆様方の御支援もありまして、全国の賛同者が130万人以上、議会、行政団体の決議が277団体得られまして、大変感謝しているところであります。この場を借りて御礼を申し上げます。

2025年国際博覧会についてですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催後、日本成長の起爆剤にもなると考えています。また、子どもから大人まで万人が本当に

幅広い年齢層の方が会場にお越しただいて、わくわくするような楽しい博覧会、将来の夢というか、生活というか、そういったものを見られる博覧会というものを実現したいと思っています。

今後の進め方についてですが、配付資料の３ページにありますとおり、開催主体となります法人を設立して、テーマの具体化、開催計画の策定及び会場整備、交通アクセス等の計画の検討を進めていく予定にしています。国際博覧会の開催に向けて鋭意取り組んでいきますので、引き続き指定都市市長会の皆様の力強い御支援、御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○横浜市長　ありがとうございます。吉村市長、万博の開催決定、本当におめでとうございます。指定都市市長会としましても、昨年７月の市長会議で応援決議を出したところですが、大阪、関西での開催が決定されたことは、本当に皆で喜んでおります。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、最新技術も駆使した大変魅力ある博覧会が開催されるのが今から大変楽しみです。前回の大阪万博の際は、私はお金がなくて、夜行バスで行った思い出がありますが、今度は新幹線で行けるかもしれません。

以上で、本日予定していた案件は全て終了いたしました。最後に、全体を通して何か御意見、御質問等がございますか。河村市長、何かございますか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長　ありがとうございます。

それでは、お時間になりました。皆様、御協力、本当にありがとうございました。以上をもちまして第46回指定都市市長会議を終了させていただきます。

○事務局長　長時間にわたりまして御審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局より御案内を申し上げます。この後ですが、当初の予定どおり16時15分より、林会長と鈴木副会長による記者会見を向かいのクラウンルームBに会場を移して行わせていただきます。記者の皆様方は、御移動のほどよろしく願いをいたします。本日はまことにありがとうございました。

午後３時48分閉会